

2016 年 1 月 22 日

千代田区とセブン・イレブン・ジャパン 「千代田区高齢者安心生活見守り隊運動」 推進に関する協定を締結

～セブン・イレブンが千代田区と連携し、24 時間 365 日有人体制の見守り活動を実施～

株式会社セブン・イレブン・ジャパン（東京都、代表取締役社長 最高執行責任者〈COO〉井阪 隆一）は、2016 年 1 月 22 日、千代田区（石川 雅己区長）と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として『「千代田区高齢者安心生活見守り隊運動」推進に関する協定』を締結いたします。

本取り組みは、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、千代田区とセブン・イレブンが連携・協力して、地域の高齢者等の見守り活動を通じて安全・安心な街づくりを行うものです。千代田区が昨年開設した“24 時間 365 日”対応の相談窓口も活用し、取り組みを推進してまいります。

セブン・イレブンは、今後も地域社会との連携や「セブンミール」を中心としたお届けサービス等の拡充により、お客様にとってより「近くて便利なお店」を目指してまいります。

記

1. 協定の名称 **「千代田区高齢者安心見守り隊運動」**推進に関する協定
2. 協定締結日 2016 年 1 月 22 日（金）
3. 協定の趣旨

住民の高齢化や人口および世帯人数の減少等が進む中、千代田区とセブン・イレブンが連携し、高齢者等の見守り活動を通じて、高齢者が安心して暮らせる街づくりに取り組んでまいります。

4. 概要

セブン・イレブンが展開する「セブンミール」を中心としたお届けサービスや店舗における日常業務中に高齢者等の見守り活動を実施し、異変を察知した際に千代田区と連携し対応する。

・セブン・イレブン店舗数

千代田区内：79 店舗、東京都内 2,351 店舗、国内：18,249 店舗（2015 年 12 月末現在）

ご参考①

「千代田区高齢者安心生活見守り隊運動」推進に関する協定書

千代田区（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、「千代田区高齢者安心生活見守り隊運動」を協働で推進するため、以下のとおり協定を締結する。

（前提）

第1条 乙は、直営店方式又はフランチャイズ方式による、年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン・イレブン店（以下、「セブン・イレブン店」といい、直営店方式のセブン・イレブン店を「直営店」、フランチャイズ方式のセブン・イレブン店を「加盟店」という。）を展開しており、千代田区内の直営店及び乙の推奨に応諾して事業への参画に同意している加盟店（以下、これらのセブン・イレブン店を総称して「対象店」という。）において、事業に協力するものであることを甲は確認する。

2 乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解した上で、甲、乙はこの協定について合意するものとする。

（目的）

第2条 この協定は、甲、乙が協働し、高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも安全に安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、地域を構成する関係者・機関が連携して、それぞれの立場・専門的見地から、高齢者等を自主的に見守り、支援する高齢者安心生活見守り隊運動（以下「本事業」という。）を推進することを目的とする。

2 この協定は、前項の目的を達成するため本事業を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（責務）

第3条 甲、乙は、本事業の実施に当たって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築するとともに、本事業を継続的に実施することができるよう、その体制の確立に努めるものとする。

（事業の内容）

第4条 乙および対象店は、その日常業務において、地域の高齢者等に何らかの異変を感じた場合や発見した場合に、甲の相談センター（高齢者総合サポートセンター内）、または高齢者あんしんセンター麹町・神田（地域包括支援センター）に連絡を行うものとする。

2 乙または対象店から連絡を受けた各センター（前項に規定）は、乙または対象店より提供された情報と、日々の相談支援業務で蓄積している対象高齢者等の情報と照らし合わせて当該人の状況を把握し、当該人への支援等が必要と判断したときは、速やかに支援等に関わる活動を実施するものとする。

3 乙および対象店が甲の各センターに連絡する高齢者等の情報は、対象高齢者等の住所、氏名、性別および異変が確認されたときの状況とする。

4 甲は、本事業を実施するにあたり、乙および対象店に本事業に関する助言、研

修等を適宜実施するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 甲、乙、対象店は、本事業に関し知り得た個人情報を他に漏らすことのないよう、個人情報の取扱いに関して、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙および対象店は、高齢者等の見守りに関して知り得た情報を、高齢者等の見守り以外の目的に使用してはならない。

3 前2項の規定は、この協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

(免責事項)

第6条 乙および対象店は、第4条第1項に規定する連絡を行ったこと、連絡の遅延又は連絡を行うことができなかった場合であっても、生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 乙および対象店は、高齢者等の異変に関する連絡の誤報について、その責任を負わないものとする。

(協議)

第7条 この協定に関する事項若しくはこの協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙の協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、有効期間を1年間延長するものとし、それ以後も同様とする。

(協定の破棄)

第9条 甲及び乙は、この協定を継続することが困難と認める状況が発生したときは、いつでも破棄することができる。又この場合、双方文書で確認するものとする。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年1月22日

甲) 東京都千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区長 石川 雅己

乙) 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪 隆一

ご参考②

■セブン-イレブンのネットサービス「セブンミール」の概要

①サービスの内容

毎日のお食事の準備に不便を感じている方や、健康に配慮したいと思われる方へ、事前にお届けするカタログまたはWEBカタログからご注文いただくことで、味や品質にこだわった商品を提供するセブン - イレブンのサービスです。商品のお受取りは「ご自宅等へのお届け」もしくは「セブン - イレブン店舗での受取り」をお選びいただけます。ご注文税込 500 円以上からお届け無料。
※税込 500 円未満のご注文はお届け料税込 123 円でお届けいたします。

②サービスの特徴

高齢化社会の進行や単身世帯の増加、女性の就業率の向上等、社会環境が大きく変化している中、日々のお買い物に不便を感じている方や健康管理に気をつけている方へ、管理栄養士の監修により健康に配慮した商品を「1 日分より」「年中無休で」「ご注文の翌日に」ご提供しています。

③会社概要

□社名	株式会社セブン・ミールサービス
□代表者	代表取締役社長 青山 誠一
□設立	2000 年 8 月 7 日（同年 9 月 4 日営業開始）
□資本金	3 億円
□事業内容	セブン - イレブンのお食事お届けサービスの企画・運営等
□サービスエリア	セブン - イレブンの出店地域（店舗周辺）※鳥取県他、一部地域を除く 2015 年 12 月末現在 約 14,100 店舗で実施中

④商品の一例

□管理栄養士が監修し、野菜の使用量やカロリー、塩分に配慮した「おまかせ御膳（旧日替り弁当）」473 円（税込 510 円）や「すこやか膳（旧お惣菜セット）」473 円（税込 510 円）が人気。
□上記商品以外にも、セブンプレミアムやカット野菜、お米やペットボトル飲料等、約 1,000 品目を品揃え

○セブン・ミールサービスのホームページ <http://www.7meal.jp/>

以 上